

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告 について

1 改正条例

別紙「川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成27年川崎市条例第30号）」

2 臨時代理の理由

改正条例の議案提出が、平成27年11月17日に開催された教育委員会の時点で間に合わず、平成27年12月の期末手当の支給割合の改定が必要であり、期末手当の基準日である12月1日までに、根拠条例を整備する必要があるため

3 臨時代理年月日

平成27年11月18日

別紙

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成
27年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に
改める。

第2条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部
を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「1
00分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年
4月1日から施行する。

制 定 要 旨

川崎市人事委員会から市議会及び市長に対してなされた平成27年10月8日付け報告及び勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び期末手当又は勤勉手当の額の改定を行うため、並びに一般職の職員の給与改定に関連して特別職の職員の給与について必要な措置を講ずるため、この条例を制定するものである。

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前
<p>平成27年3月23日条例第30号</p> <p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</p> <p>(第1条～第5条 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 教育長には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合には100分の167.5を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>平成27年3月23日条例第30号</p> <p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</p> <p>(第1条～第5条 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 教育長には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合には100分の162.5を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p> <p>(以下 略)</p>

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前
<p>平成27年3月23日条例第30号</p> <p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</p> <p>(第1条～第5条 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 教育長には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合には100分の165を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>平成27年3月23日条例第30号</p> <p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</p> <p>(第1条～第5条 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 教育長には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合には100分の167.5を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p> <p>(以下 略)</p>